

2026年5月11日

お客さま各位

株式会社佐賀銀行

各種規定の一部改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当行では、手形・小切手の振出期限の設定および、他行手形・小切手の預金入金を受付終了の実施に伴い、下記のとおり各種規定を一部改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定日

2026年10月1日（木）

2. 改定する規定

- ① 当座勘定規定（一般当座用）
- ② 代金取立規定
- ③ 普通預金規定
- ④ 納税準備預金規定
- ⑤ 貯蓄預金規定
- ⑥ 普通預金（リーフ口）規定
- ⑦ Web口座規定
- ⑧ 定期預金・総合口座 取引規定集
- ⑨ ニューチャレンジ預金規定
- ⑩ 積立定期預金規定

3. 改定内容（改定箇所のみ抜粋）

- ①当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
第1条【当座勘定への受入れ】 (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの	第1条【当座勘定への受入れ】 (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの

<p>(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2)～(4)省略</p>
<p>第7条【手形、小切手の支払等】</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>第7条【手形、小切手の支払等】</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4)省略</p>
<p>第8条【手形、小切手用紙】</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(7)省略</p>	<p>第8条【手形、小切手用紙】</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3)～(7)省略</p>
<p>第17条【振出日、受取人記載もれの手形、小切手】</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うこ</p>	<p>第17条【振出日、受取人記載もれの手形、小切手】</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うこ</p>

とができるものとします。	とができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
(2)省略	(2)省略
第18条【線引小切手の取扱い】 (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第18条【線引小切手の取扱い】 (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>
(2)省略	(2)省略

- ①当座勘定規定（一般当座用）小切手用法

改定前	改定後
2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。	2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

- ①当座勘定規定（一般当座用）約束手形用法

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

• ①当座勘定規定（一般当座用）為替手形用法

改定前	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

• ②代金取立規定

改定前	改定後
<p>1.（取扱証券類）</p> <p>手形・小切手・公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という）は、代金取立として取扱います。</p>	<p>1.（取扱証券類）</p> <p>手形・小切手・公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形および当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>

• ③普通預金規定 ④納税準備預金規定 ⑤貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p>2.【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5)省略</p>	<p>2.【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2)～(5)省略</p>

- ⑥普通預金（リーフロ）規定 ⑦Web口座規定

改定前	改定後
<p>3. 【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5)省略</p>	<p>3. 【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2)～(5)省略</p>

- ⑧定期預金・総合口座 取引規定集

改定前	改定後
<p>【総合口座取引規定】</p> <p>3. 【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5)省略</p>	<p>【総合口座取引規定】</p> <p>3. 【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2)～(5)省略</p>

- ⑨ニューチャレンジ預金規定 ⑩積立定期預金規定

改定前	改定後
<p>2. 【証券類の受入れ】</p> <p>(1) 小切手そのほかの証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>2. 【証券類の受入れ】</p> <p>(1) 小切手そのほかの証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p>

以上